

專業價值試算

5 . 事業価値試算について

1 事業価値試算の目的

本委員会では、「県が担う領域の判断基準」に照らし、公共性・公益性の観点や安全面に関する事など定性的な面から最適主体のあり方について検討を行ってきたが、以下の定量的な分析を参考とすることとした。

参考にした定量的な分析は、参考資料の「三重県企業庁の事業価値について」に示したもので、以下の2点について民間調査機関に委託して試算したものである。

なお、今回の試算結果は、ある一定の仮定とデータの判断の下に条件設定した結果であり、企業庁が実際に民間的手法を導入する場合の数値になるとは限らないことに留意する必要がある。

試算目的1：各事業が現状の公営企業形態として中長期で持続可能かどうかを判断する

試算目的2：民間的手法を導入することにより、各事業の事業価値がどこまで高められるのかを量的に把握する

2 事業価値試算の定義

現在の事業や投資が、将来どれだけのキャッシュフロー（減価償却費等現金を伴わない金額を含んだ利益ではなく、手元に残る現金）を生むかを算定したものを「事業価値」と定義する。

一定金額を事業に投資するのは、「事業価値」が「投資金額」を上回っているからであり、したがって、キャッシュフローをたくさん生み出す事業が事業価値が高いこととなる。

3 シナリオのパターン設定

事業価値試算にあたっては、

現状の企業庁を継続するシナリオ1

包括的な民間委託を導入するシナリオ2

指定管理者制度に相当する経営形態を導入するシナリオ3

の3つのシナリオの試算を行った。

(1) シナリオ1

企業庁の現状のまま推移するものとする。

水道用水供給事業及び工業用水道事業は、これまで浄水場の運転監視を遠方監視制御の民間委託により経営改善の取組を行ってきたが、このよ

うな取り組み後の状況を継続するとしたもの。

この試算結果がプラスであれば、試算目的1の今後事業が持続可能と判断できる。

(2) シナリオ2 (包括的な民間委託に相当)

企業庁が現状をベースに徹底的に経営改善を行うシナリオ。

企業庁自身が、現在行っている事業について経営改善(コスト削減策)を実施し、事業価値を高める。外部委託については、既に外部委託しているものに加え、新たに、より包括的な外部委託を導入し、その中で、コスト削減を可能な限り実施することとする。

この試算結果により、試算目的2の事業価値がどこまで高められるかを判断する。

(3) シナリオ3 (指定管理者制度に相当)

企業庁の事業を民営化するというシナリオ。

コンセッション方式(指定管理者制度に相当)により、水道用水供給事業の事業権を民間企業に譲渡する。企業庁としては、事業から撤退することになるが、事業権譲渡後は、三重県が事業を監視する。

この試算結果により、試算目的2の事業価値がどこまで高められるかを判断する。

但し、コンセッション方式(指定管理者制度に相当)を導入している実績がないことから、PFIの事例を用いて試算したものである。

4 事業価値試算の結果

試算にあたっては、公営企業形態として中長期に持続可能かどうか、また、他の自治体の民間的経営形態導入の取組を例にとり、期待できる定量的な効果を三重県企業庁に適用した場合、事業価値がどれだけ高められるかを算定した。

(試算の前提)

試算にあたっては下記の事項を前提とした。

- ・DCF(ディスカウントキャッシュフロー法)を用いて将来生み出されるキャッシュフローを試算。割引率は4%と仮定。
- ・事業期間は40年間とする。
- ・給水収益及び料金単価は最新実績のまま推移する。
- ・建設改良は過去3年の平均値で今後推移する。
- ・補助金及び出資金は考慮しない。
- ・シナリオ3の場合の法人税等は40%とする。

(1) シナリオ1の試算

仮に、企業庁の決算の最新の実績で推移したと仮定し、試算すると今後40年間のキャッシュフローはプラスとなった。このことにより、試算目的1の事業が現状の公営企業形態として中長期で持続可能と言える。

(2) シナリオ2の試算

企業庁が更なる経営改善を行なうため、包括的な民間委託を導入すると仮定し次の条件を設定。

- ・人件費は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006(H18.7.7閣議決定)」に示された定員削減の取組を進めるとし、今後5年間で5.7%削減、その後一定と仮定。
- ・物件費は、他の自治体で包括的な民間委託を導入している場合のコスト削減率4%と同等の効果があるとし、今後5年間で4%削減、その後一定と仮定。
- ・建設改良費は、全国的な比較において平均落札率が低い他の自治体の例をとって、三重県企業庁のこれまでの入札制度改革による改善状況も踏まえ初年度に5%削減、その後一定と仮定。

仮に、上記の条件を設定した場合の試算は、シナリオ1を100とすると、シナリオ2は水道用水供給事業で103.7、工業用水道事業で110.1、電気事業で102.1という結果となった。

(3) シナリオ3の試算

コンセッション方式(指定管理者制度に相当)を導入している自治体がないため、PFI等の導入事例を参考に次の条件を設定。

- ・人件費及び物件費は、包括的な民間委託と同等の効果が得られるものと想定し、シナリオ2の物件費と同条件、初年度に4%削減、その後一定と仮定。
- ・建設改良費は、他の自治体のPFIの事例から初年度に8%削減、その後一定と仮定。

仮に、上記の条件を設定した場合の試算は、シナリオ1を100とすると、シナリオ3は水道用水供給事業で102.9、工業用水道事業で99.0という結果となった。

ただし、当該試算は民間企業には交付されない国庫補助金等がキャッシュフローから控除されていないことに留意する必要がある。

なお、電気事業は「公の施設」でないことから指定管理者制度は導入できないため、水道用水供給事業と工業用水道事業で試算したシナリオ3は試算しないこととした。

また、経営形態の選択肢の一つである民間譲渡については、民間譲渡後の企業庁のキャッシュフローは試算できない。

5 定量的な検討

上記の仮定の下での試算によれば、水道用水供給事業及び工業用水道事業については、民間的な経営形態の導入により一定の事業価値の高まりは期待できる結果となった。(但し、シナリオ3は法人税等が課税されることから、シナリオ2よりも事業価値は低下する結果となった。)

このことは、定性的な検討の中で民間的経営形態導入のメリットとして挙げた「民間事業者の創意工夫の発揮が期待できること、従来型委託に比べ契約規模の拡大により、コスト削減効果が期待できることなどのメリットがある」こと、また、民間譲渡のデメリットとして挙げた「税制面や国庫補助金の交付についての制度上の官民格差がある」ことについて、定量的な試算でも同様の結果が出たと言える。

しかし、最適主体の判断をする場合、定量的な効果が期待できたとしても、民間参入が始まって間がなく、ライフラインの確保などが必要な水道用水供給事業や産業インフラとしての工業用水道事業について、技術的な実績とノウハウを持った民間企業の成熟度が十分でなければ、県民の安心・安全やユーザー企業へのサービスの質を確保することができないことに留意する必要がある。このことからすれば定性的な検討による結論と同様、技術管理業務の包括的な民間委託については「技術的な実績とノウハウを持った民間企業の成熟度を見ながら段階的に委託を拡大」していくべきであり、指定管理者制度については、「他の自治体の例や民間の参入状況に留意しつつ効果を慎重に検証する必要がある、あらためて検討すべき課題」であると言える。

また、電気事業についても、技術管理業務の包括的な民間委託の導入により一定の事業価値の高まりは期待できる結果となったが、定性的な検討の中で「公営企業形態を継続とした場合、コスト縮減を目指して技術管理業務の包括的な民間委託の導入等に取り組む必要がある」とした結論と方向性は同様である。

ただし、定量的な試算を行わなかった民間譲渡については、定性的な検討では「最初に検討すべき選択肢」としていることから、先ず民間譲渡について検討し、その結果、公営企業形態を継続することとなった場合には、技術管理業務の包括的な民間委託の導入について検討すべきである。

終わりに

本委員会は地方公営企業を取り巻く大きな社会環境変化に対応し、県民の利益を確保するという視点に立って、県の責務を果たすための適切な経営形態について検討を行った。

その結果、主たる結論としては、水道用水供給事業のうち、1市へ供給を行っている地域については市水道事業との一元化を進めるべきとの結論に、市町への一元化が当面对象とならない地域での水道用水供給事業及び工業用水道事業について、包括的な民間委託を導入する方向で検討すべきとの結論に至った。

また、電気事業のうち水力発電事業については、民間譲渡を最初に検討すべきという結論に、また附帯事業であるRDF焼却・発電事業については、本体事業である水力発電事業を民間譲渡する場合、関係する市町と連携して受け皿を検討していく必要があるとの結論に至った。

なお、本委員会は設置要綱に基づき、今後の経営形態について検討を行ったが、各委員からは、企業庁のマネジメントのあり方等検討内容以外の意見も出された。これらの意見については、委員会においては十分議論できなかったが、貴重な意見であり、参考資料として掲載することとした。

本委員会は、三重県が企業庁の設置者として最適な経営形態を判断するための検討を行ったものであり、今後、知事が企業庁の設置者として、10年後を見据えた企業庁のあり方を判断される際に、以上のような検討結果をもとに企業庁のあり方の方向づけをされるとともに、その実現に向けて引き続き取り組まれることを期待する。

また、企業庁が公営企業形態で事業を継続するとなった場合においても、組織形態の見直しや環境政策の取組など経営改革の努力を継続するなど県政改革を率先実行し、さらに県民の利益を高められるような事業展開が行われることを期待する。

公営企業（企業庁）のあり方検討委員会座長 小西 砂千夫